

第3期

# 明日香村 教育大綱（案）

～明日香村の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱～

令和6年4月

明日香村

## 目 次

1. 策定の趣旨・目的	・・・	1
2. 教育大綱の位置づけ	・・・	2
3. 教育大綱の実施期間	・・・	2
4. 教育大綱の基本理念	・・・	3
5. 教育大綱の基本方針	・・・	3
6. 基本目標と施策の方向性	・・・	4
7. 参考資料	・・・	6

## 1. 策定の趣旨・目的

令和2年4月の第2期教育大綱の策定以降、私たちを取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行、ICTやAIなどの技術革新に加えて、新型コロナウイルス感染症を契機とした新しい生活様式の実践などにより、生活や社会環境が大きく変化しています。

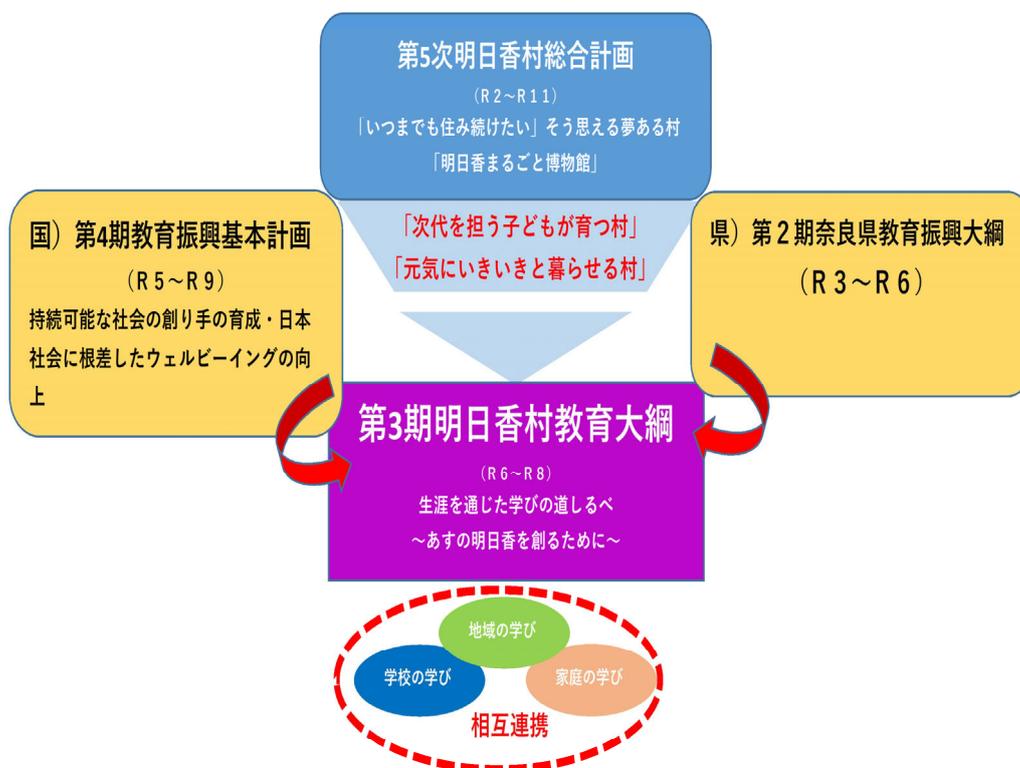
こうした環境の変化を踏まえつつ、本村の将来像である『いつまでも住み続けたい』そう思える夢ある村、五感で体感できる『明日香まるごと博物館』づくりの実現に向け、地域、学校、家庭、行政が連携・協働を図りながら教育施策を展開するものです。

今回、第2期教育大綱の実施期間が令和5年度で終了することから、第2期の基本理念を継承しつつ、目まぐるしく変化する社会情勢や新たな教育課題に的確かつ速やかに対応するとともに、第5次明日香村総合計画の残す期間等を踏まえ、令和6年度から令和8年度までを実施期間とする第3期教育大綱を策定するものです。

この教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定により、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、同法第1条の4第1項に定める村長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議・調整したうえで策定するものです。

## 2. 教育大綱の位置づけ

この大綱は、本村の教育行政を推進するための基本指針となるもので、国・県の教育に関する基本計画や大綱を参酌しながら明日香村総合計画の基本戦略の考え方を受けて、教育分野の基本目標、重点的に取り組むべき基本施策の方向性を示すものです。



## 3. 教育大綱の実施期間

この大綱は、令和6年度から令和8年度までの3年間を対象期間とします。

ただし、今後の社会情勢等の変化や明日香村総合計画等の諸計画との整合を図りながら、総合教育会議において協議・調整を行い、状況に応じて適宜見直しを行います。

## 4. 教育大綱の基本理念

### 生涯を通じた学びの道しるべ

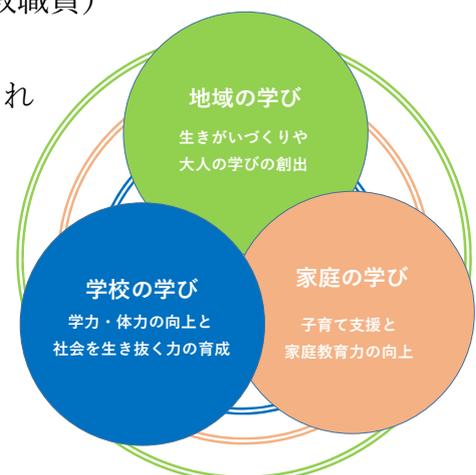
～あすの明日香を創るために～

本村の掲げる目標（将来像）である『「いつまでも住み続けたい」 そう思える夢ある村、五感で体感できる「明日香まるごと博物館」』の実現に向け、村づくりの基本は「人づくり」であるとの考えに立ち、次世代を担う子ども達を安心して生み育てることができるよう家庭、学校、地域の連携を強化し、教育の充実を進め、「自立した社会人の育成」をめざします。また、村民一人ひとりが、それぞれのライフステージにおいて、あらゆる機会に、あらゆる場所で相互に学び合い、支え合い、高め合うとともに、その成果を社会に活かすことができる環境づくりと、明日香を愛し、郷土明日香に誇りを持つ人づくりを進めます。

## 5. 教育大綱の基本方針

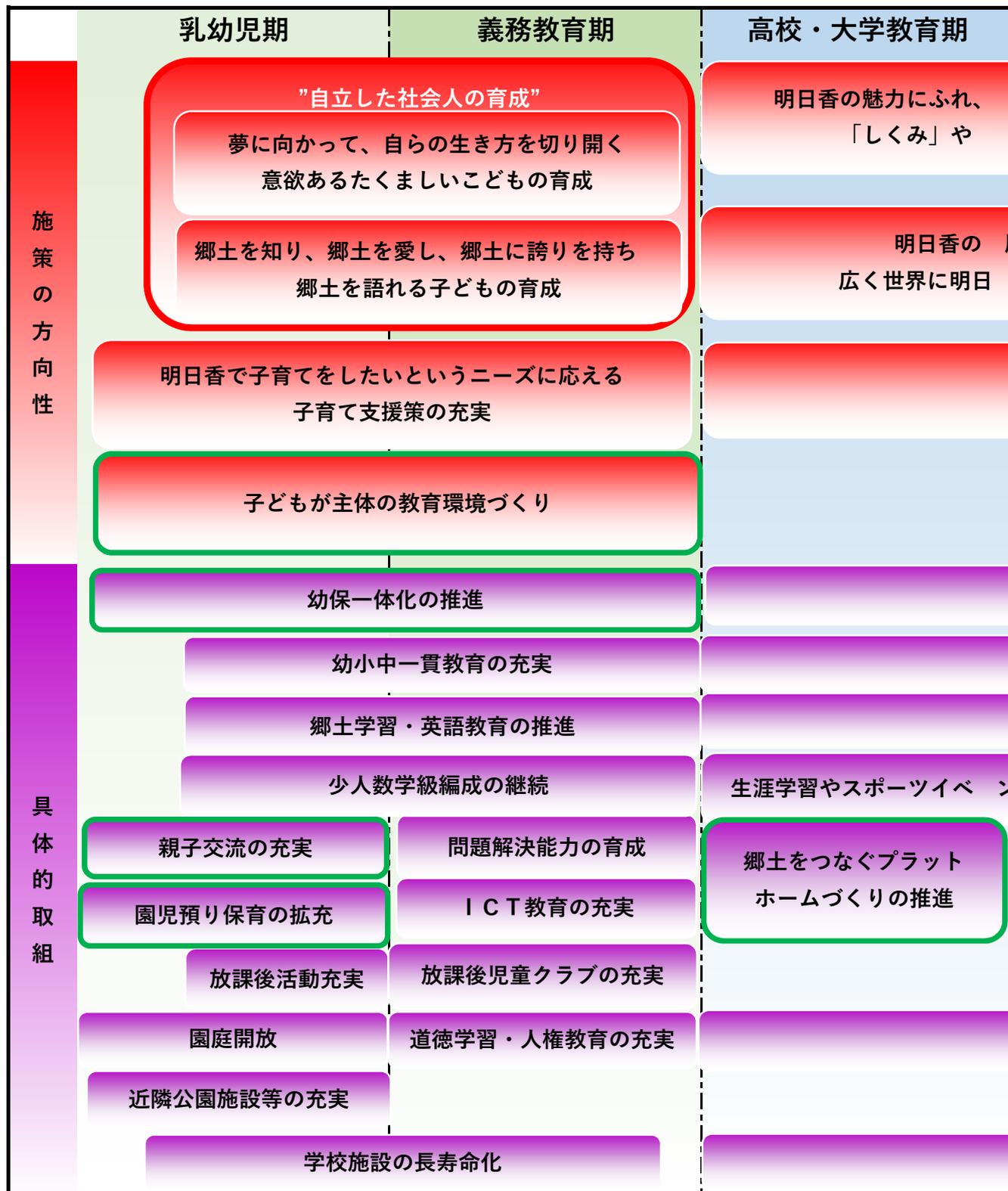
「地域」（住民）、「家庭」（保護者）、「学校」（教職員）

の3つの学び（取組）を基本方針とし、さらにそれぞれが連携・補完しあうことで、一人ひとりが生涯にわたって輝くことができ、ひいては地域全体の発展につながるよう施策を展開します。

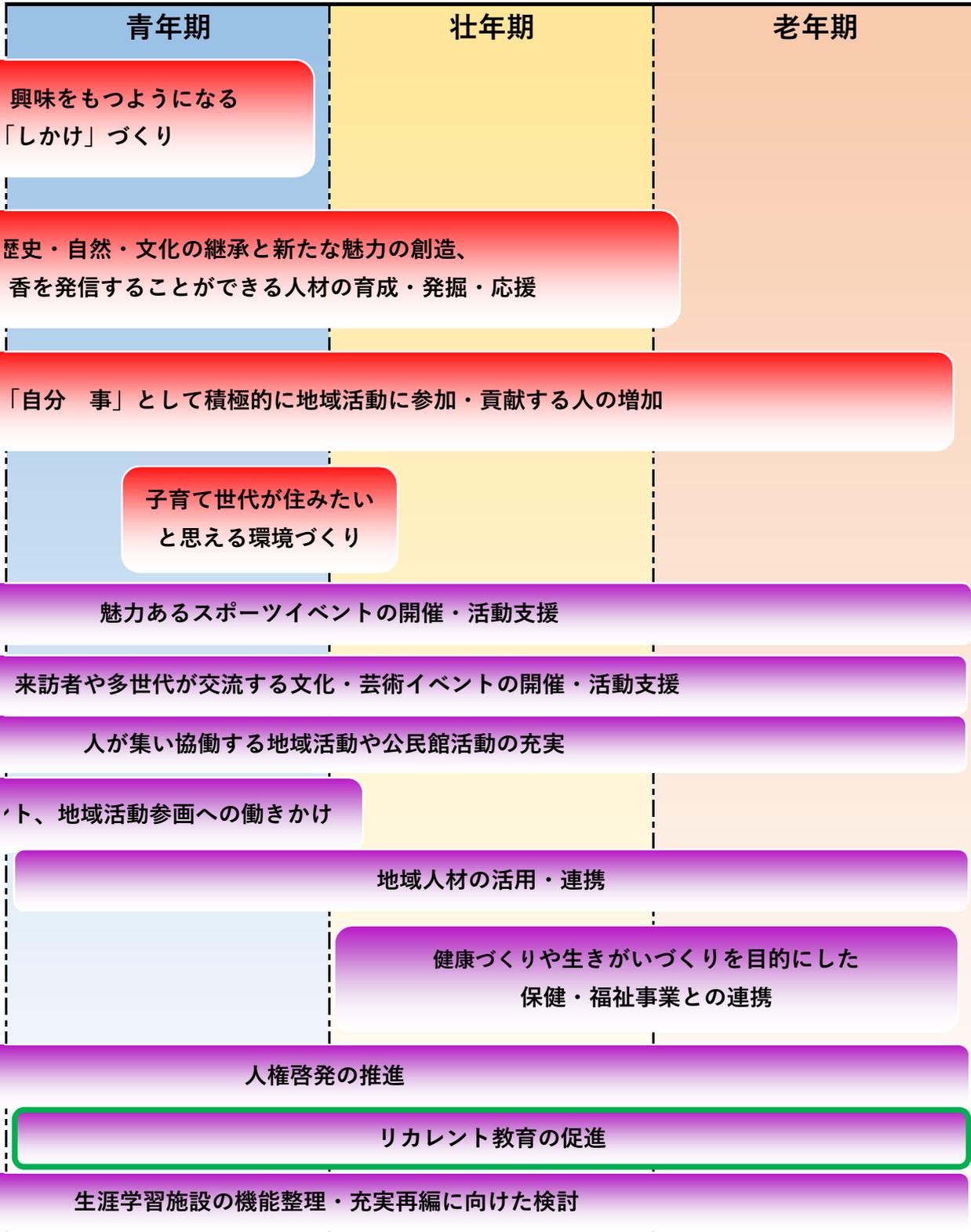


## 6. 基本目標と施策の方向性

### 基本目標：「夢と志をもって生涯」



## にわたって輝く人づくり」



## 7. 参考資料

### 明日香村総合教育会議設置要綱

(目的)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4の規定に基づき、明日香村の教育等の振興に資するため、明日香村総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 総合教育会議は、法第1条の4第1項の規定により、次に掲げる協議及び調整等を行う。

- (1) 明日香村の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下「大綱」という。)の策定に関する協議
- (2) 明日香村の教育を行うための諸条件の整備その他地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等、緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

第3条 総合教育会議は、村長及び教育委員会をもって構成する。

(招集)

第4条 総合教育会議は、村長が招集し、総合教育会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、村長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第5条 総合教育会議は、前条の協議等を行うに当たって、必要があると認める場合は、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第6条 総合教育会議は原則として公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要と認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録の作成及び公表)

第7条 総合教育会議は会議の終了後、遅延なく議事録を作成し、これを公表するものとする。

(事務局)

第8条 総合教育会議の事務局は、明日香村教育委員会教育課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する

この要綱は、平成28年4月1日から施行する

この要綱は、令和3年4月1日から施行する

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜粋）

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

（総合教育会議）

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

## 用 語 集

### 【ICT】

「Information and Communication Technology」の略。「情報伝達技術」や「情報通信技術」等と訳される。「人と人」、「人とモノ」それぞれの間で情報や知識を共有することを意味する言葉で、コンピュータに関する技術の活用方法を指す。

### 【リカレント教育】

学校教育から離れた後も生涯にわたって学び続け、必要に応じて就労と学習を交互に繰り返すことを指す。

### 【ウェルビーイング】

Well（よい）と Being（状態）が組み合わさった言葉で、心身ともに満たされた状態を指す。